

赤穂市郵便応募型条件付き一般競争入札に係る実施要綱

平成19年 3月30日

訓 令 甲 第 9 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、郵便応募型条件付き一般競争入札(以下「郵便応募型入札」という。)を実施することにより、入札参加機会の公平性、透明性、競争性の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において郵便応募型入札とは、赤穂市が発注する建設工事入札の実施にあたり、赤穂市入札参加資格者名簿(以下「参加資格者名簿」という。)に登録されている者で、赤穂市建設工事入札参加者の資格格付及び選定に関する基準に基づき、建設工事ごとに定める入札参加資格を有する者の全てを当該入札に参加させる方式の競争入札をいう。

(適用範囲)

第3条 郵便応募型入札は、予定価格が130万円を超える建設工事について実施する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特別な事情がある場合は、郵便応募型入札以外の方法により入札を執行することができる。

(参加資格)

第4条 郵便応募型入札に参加できる者は、参加資格者名簿に登録されている者のうち、赤穂市に本店を有する者(以下「市内業者」という。)で、当該工事の入札参加資格等級格付に該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該工事が特殊工事、その他の高度な技術を要する工事又は、市内業者の登録数が少なく、競争性が保てない場合等、特別な事情があるときは、参加資格者名簿に登録され、かつ、同一の建設業の種類を有する者のうち、前項に定める以外の者についても郵便応募型入札に参加させることができる。

(入札参加者の公募)

第5条 市長は、郵便応募型入札の実施にあたり、工事名、入札参加資格、開札の場所及び日時、契約条件等(以下「募集情報」という。)を市のホームページへの掲載及び総務部契約管財課(以下「契約管財課」という。)において閲覧の方法により公表し、入札参加者を公募するものとする。

2 公表は、原則として毎月第2及び第4火曜日とする。ただし、その日が赤穂市の休日を定める条例(平成3年赤穂市条例第4号)に規定する休日であるときは、当該休日後の最初の休日でない日とする。

(手持ち工事数による参加申込の制限)

第6条 前条第1項の公表時において、赤穂市から受注している工事(以下「手持ち工事」という。)数(随意契約を除く。)が4以上ある者は、郵便応募型入札に参加できない。

(入札への参加申込等)

第7条 郵便応募型入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、入札参加申込書(様式第1号)及び入札書(様式第2号。入札書は、任意の封筒に封かんして入れること。)に必要な事項を記入のうえ、募集情報に定められた期限(以下「指定期限」という。)までに市長に提出しなければならない。なお、入札書の提出にあたっては、その工事費内訳明細書を入札書とは別の任意の封筒に封入封かんして提出しなければならない。

- 2 前項に定める書類を提出する場合には、入札参加申込専用封筒(以下「専用封筒」という。(様式第3号))を使用し、かつ、書留(簡易書留及び配達記録を除く。)により市長に郵送しなければならない。この場合において、当該書留は、赤穂郵便局留置きとしなければならない。
- 3 第1項に定める書類のほか、募集情報に施工実績を要する旨を定めた場合にあつては、当該実績を証する書類を提出しなければならない。

(資格審査)

第8条 市長は、前条の入札参加申込みを行つた者(以下「入札参加申込者」という。)について、入札参加資格の有無を開札前に審査のうえ決定する。

- 2 前項の審査の結果、入札参加資格がないと決定されたものの入札の参加申込は、無効とする。

(無効とする参加申込等)

第9条 前条第2項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する参加申込みは無効とする。

- (1) 持参、宅配便等で契約管財課に直接提出されたもの
 - (2) 書留以外の方法で郵送されたもの
 - (3) 市指定の専用封筒を使用していないもの
 - (4) 専用封筒の記載内容に誤り又は漏れのあるもので意思が不明確なもの
 - (5) 募集情報で指定する到着期限より後に赤穂郵便局に到着したもの
 - (6) 赤穂郵便局から引渡しがなされなかつた参加申込み
 - (7) 同一の入札について、2以上の専用封筒で申し込んだもの
 - (8) 必要書類が漏れている(同封されていない)もの
 - (9) 入札参加申込書に記名押印のないもの
 - (10) 入札参加申込書、入札書に記載された事項が異なるもの
 - (11) 1枚の専用封筒の中に、複数の工事の入札書を同封したもの
 - (12) 1枚の専用封筒の中に、同一の工事についての複数の入札書を同封したもの
 - (13) 専用封筒に記載した事項と、その封筒に同封された入札書用封筒又は入札書に記載された事項が異なるもの
 - (14) 入札書用封筒の記載内容に誤り又は漏れのあるもの
 - (15) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のないもの
 - (16) 虚偽の申請により資格を得た者のした参加申込み
 - (17) 施工実績を要する旨を定めた工事について、応募資格要件に定めた施工実績が満たされていない者の参加申込み
 - (18) 入札に関する条件に違反した者に係る参加申込み
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書用封筒に入札書が同封されていないもの
- (2) 入札書に入札者の記名押印のないもの
- (3) 工事名、入札金額、日付、入札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載のないもの又は不明確なもの
- (4) 入札金額を訂正したもの
- (5) 入札書の金額と工事費内訳明細書の内容が不一致（再度入札の場合を除く。）の場合
- (6) 談合その他の不正行為によつて行われたと認められるもの

（郵便応募型入札の中止等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該工事に係る郵便応募型入札を中止することができる。

- (1) 申込者がいないとき、又は第8条に規定する審査の結果、入札参加資格を有する者がいないとき
 - (2) 天災等により入札執行ができないとき（市長が延期を認めた場合を除く。）
 - (3) その他市長が特に入札の中止を認めたとき
- 2 前項第1号の規定により郵便応募型入札が中止となつた工事は、当該入札の参加資格者以外の者により随意契約を行うことができる。

（設計図書等）

第11条 郵便応募型入札に係る設計図書等は、第5条第1項の規定に準じ、公表するものとする。

（質疑応答）

第12条 設計図書等に関する質問は、募集情報に定める日までにファクシミリで契約管財課にすることができる。

- 2 前項の質問に対する回答は、募集情報に定める日に市のホームページに掲載するとともに契約管財課において閲覧に供する。

（入札の辞退）

第13条 入札参加申込者は、入札を辞退しようとするときは市長に入札執行前（入札書を入札箱に投函する前）までに入札参加取消書（様式第4号）を提出しなければならない。

- 2 前項の入札参加取消書の提出があつた場合は、入札参加申込者は、当該入札を辞退したものとする。

（入札の実施）

第14条 入札は、契約管財課職員が入札書を入札箱に投函して行う。

- 2 開札は、入札終了後直ちに行い、次条及び第15条の2に定める場合及び入札が不調となつた場合を除き、落札者を決定する。

- 3 前項の入札には、当該工事の入札の参加者（当該工事の入札参加者の代理人を含む。）の立会いにより実施する。ただし、立会人がいない場合において、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。

(くじによる落札者の決定)

第15条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者(以下「同額入札者」という。)が2以上あるときは、当該入札の落札者を保留とする。

2 前項の場合において、同額入札者本人又は委任状を持参した代理人(以下「当事者」という。)全員が入札会場内にいるときは、その場でくじ引きにより落札者を決定する。

3 当事者全員が入札会場内にいないときは、翌日、くじにより落札者を決定する。この場合、くじに参加しない者は、当該くじを辞退したものとみなす。

4 前項のくじに参加しない者は、入札参加資格について処分を行う。

(再度入札)

第15条の2 第14条に規定する入札において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないときは、1回を限度とし、再度入札を行うことができる。

2 前項の再度入札を行うときは、契約管財課職員は、再度入札に参加できる者に対し、直ちに再度入札通知書(様式第5号)をファクシミリで送信する。

3 再度入札時の入札書の提出期限は、当該案件開札日の5日後(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日は除く。)とし、開札日はその翌日とする。

4 再度入札に参加できる者は、初度の入札において予定価格を上回る入札をした者に限る。

5 予定価格調書は、初度の開札時に職員が新たな予定価格封筒に封かんするものとし、立会人の印によりこれに封印をする。

(落札者への通知)

第16条 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に通知するものとする。

(入札結果の公表)

第17条 市長は、開札後、第5条第1項の規定に準じ、建設工事ごとの落札者及び落札金額等を公表するものとする。

(補則)

第18条 この要綱及び赤穂市財務規則(昭和39年赤穂市規則第6号)、赤穂市契約規程(昭和39年赤穂市訓令甲第3号)に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月31日訓令甲第17号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年8月29日訓令甲第28号)

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日訓令甲第28号)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に募集情報を公告した入札の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則(平成26年2月20日訓令甲第5号)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に募集情報を公告した入札の取扱いについては、なお従前の例による。